

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター [県民サービスセンター]にしよう!

気仙沼・本吉圏

北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談
しよう!

登米圏

石巻圏

仙台圏

仙南圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
豊米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ハガキによる架空請求が増えています！
- ◆SNSの思わぬ落とし穴…儲かるはずが多額の支払いに？！
- ◆リコール製品を使用し続けていませんか？
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



2018
March
月号
第 96 号

ハガキによる架空請求が増えています！

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせて頂きます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月 ■日

民事訴訟管理センター

〒102-8888

東京都千代田区九段南1-■■■

消費者相談窓口 03-■■■■■■■■

受付時間 9:00~20:00

事例

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなつてハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが裁判取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

←送付されているハガキの実例



©宮城県・旭プロダクション

被害に遭わないためのポイント

- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

SNSの思わぬ落とし穴…儲かるはずが多額の支払いに？！

県消費生活センターでは、SNSの広告から誘導され契約した、インターネット関連のトラブルが多く寄せられています。

事例

クリックするだけで誰でも稼げるというSNSの広告を見て、情報商材を5万円で購入した。PDFで届いた情報を見たが、詳しい仕組みがまったく分からず、収入になるのか疑問を感じた。販売会社に解約・返金を求めたが、応じてもらえない。



情報商材とは？



情報商材とは、情報の内容自体が商品となっているものであり、主にインターネットの通信販売等を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子・DVDの送付などの方法により提供されています。情報の内容は中身を見るまで分からないことが多く、実際に得られる情報が想定していたものと異なることから、トラブルになることがあります。

アドバイス

- 「誰でも簡単に稼げます」「稼げなかったら返金します」「大多数の人が収益を上げています」などとウェブサイト等に記載し、消費者に都合の良いことだけを強調する事業者には、特に注意が必要です。
- また、実際に〇万円で販売していた事実がないのに「通常価格〇万円のところ、今だけ△万円」などとウェブサイトに記載し、消費者にその時点での販売価格が特別に安いかのように誤認させたり、「詳しくは電話でお問い合わせください」などと記載して、電話をかけてきた消費者に言葉巧みに他の商品やサービスを購入するよう執ように勧誘し購入させて、その支払を迫る事業者も存在します。
お金を支払う前にその商品やサービスの内容を書面等でしっかり確認しましょう。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。



リコール製品を使用し続けていませんか？

リコールとは、商品に不具合があることがわかり、商品を製造・販売した事業者が回収、無償点検・修理、交換、返金等を行うことです。多くのリコール情報は、新聞の社会面下に掲載される「社告」などで知ることができるほか、重大なものはテレビCMで周知されています。

リコール製品をそのまま使用し続けると火災等の重大な事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。ご自宅にリコール製品がないか再度確認し、お持ちの場合はすぐに使用を中止して、製造業者などの無償修理・交換を受けてください。

消費者庁 リコール情報検索サイト
<http://www.recall.go.jp/>



県消費生活センターや
県民サービスセンターでも
リコール情報を提供しています。

高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者を見守って変化に「気付き」、「声かけ」をし、「相談につなぐ」ことが重要です。

1. 見守りから相談までの流れ

- (1) 日頃から高齢者の住宅・居室の様子、言動や態度に**変化や不審な点がないか**気をつけましょう。（下記チェックリスト参照）
- (2) 少しでも変化に気づいたら高齢者本人に**声をかけ**、経緯などを確認しましょう。決めつける言葉やとがめる言い方は避け、高齢者の意思を尊重し、話を引き出すよう心掛けましょう。



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など



- (3) トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口に**相談しましょう**。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通しても相談することができます。

2. トラブルを防止するための日頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 通話録音装置などの防犯機能が付いた電話機を利用する方法もあります。
- (3) 認知症等の症状がみられる場合は、早めに病院を受診しましょう。

“見守り”と“気づき”的ためのチェックリスト

居室・居宅の様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- 新品のふとんや消火器など、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などはないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。



高齢者の消費者
トラブルを防ぐのは、
家族や地域の皆様の
見守りです！

高齢者本人の言動や態度など

- 電話口で困っていたり、不審なやり取りをしていないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳に不審な出金の記録はないか。

